

千葉市公告第126号

道路の位置の変更

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により道路の位置を変更したので、千葉市建築基準法施行細則（昭和59年規則第59号）第20条の2の規定において準用する第18条第3項の規定により次のとおり公告します。

その関係図面は、千葉市都市局建築部建築指導課において縦覧に供します。

令和5年2月8日

千葉市長 神谷俊一

- 1 変更年月日及び番号 令和5年2月8日 第R4-16号
- 2 変更道路の種類 第42条第1項第5号の規定による道路
- 3 申請者氏名 株式会社アイキョーホーム
代表取締役 重見 康浩
- 4 道路の敷地となる土地の地名地番 花見川区長作町863番1・865番11（変更部）863番2・同番6の一部・865番19・同番20の一部

5 道路の概要

幅員	延長	すみ切りの長さ	側溝の幅	自動車転回広場
6.00m	74.43m 20.61m	2.10m×2.11m 2.52m×2.53m 2.20m×2.20m 2.15m×2.03m	U-0.25m	-